

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年7月29日(2021.7.29)

【公表番号】特表2020-523105(P2020-523105A)

【公表日】令和2年8月6日(2020.8.6)

【年通号数】公開・登録公報2020-031

【出願番号】特願2019-568040(P2019-568040)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/00 (2006.01)

A 6 1 M 27/00 (2006.01)

A 6 1 F 13/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/00 3 0 1 C

A 6 1 M 27/00

A 6 1 F 13/02 3 4 5

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月4日(2021.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

創傷上に配置されるように構成された折畳可能シートを含む創傷閉鎖装置であって、前記折畳可能シートが、

上層および下層と、

前記上層と前記下層によって少なくとも部分的に画定された複数のセルであって、隣り合わせに配列された複数のセルと、
を含み、

前記セルそれぞれが、モザイク形状を有し、

複数の前記セルのうちの少なくとも一つが、折畳可能構造の垂直面で折り畳まれ、それによって前記折畳可能シートが折り畳まれるように構成される、創傷閉鎖装置。

【請求項2】

前記セルの少なくとも一部が膨張可能である、請求項1に記載の創傷閉鎖装置。

【請求項3】

前記上層および前記下層のうちの少なくとも一方が、可撓性の薄膜材料を含む、請求項1または2に記載の創傷閉鎖装置。

【請求項4】

前記セルの少なくとも一部が、陰圧を前記折畳可能シートにかけた時に折り畳まれるように構成される、請求項1～3のいずれか一項に記載の創傷閉鎖装置。

【請求項5】

少なくとも一つのセルが六角形状を有する、請求項1～4のいずれか一項に記載の創傷閉鎖装置。

【請求項6】

複数の前記セルが均一なサイズおよび形状を有する、請求項1～5のいずれか一項に記載の創傷閉鎖装置。

【請求項7】

複数の前記セルの少なくとも一部が不均一なサイズおよび／または形状を有する、請求項1～5のいずれか一項に記載の創傷閉鎖装置。

【請求項8】

前記折畳可能シートがセル壁をさらに含む、請求項1～7のいずれか一項に記載の創傷閉鎖装置。

【請求項9】

前記セル壁が膨張可能である、請求項8に記載の創傷閉鎖装置。

【請求項10】

前記折畳可能シートが、任意の特定の前記セルの折り畳みに際して、前記折畳可能シートが折り畳まれる方向を示すように構成された一以上の前記セル上の指標をさらに含む、請求項1～9のいずれか一項に記載の創傷閉鎖装置。

【請求項11】

前記折畳可能シートが、前記創傷を覆い、前記創傷の周りに封止を形成するように構成される、請求項1～10のいずれか一項に記載の創傷閉鎖装置。

【請求項12】

前記創傷に陰圧を供給するように構成された吸引ポートをさらに含み、任意で、前記ポートが前記折畳可能シートに一体化される、請求項1～11のいずれか一項に記載の創傷閉鎖装置。

【請求項13】

前記ポートが、バルブを含み、

前記バルブが、創傷流体の吸収速度が創傷流体の蒸発速度よりも速い場合に、膨張して前記バルブを少なくとも部分的に閉めるように構成された超吸収性材を含む、請求項12に記載の創傷閉鎖装置。

【請求項14】

前記折畳可能シートの底面が、前記セル間の一以上の間隙を含む、請求項1～13のいずれか一項に記載の創傷閉鎖装置。

【請求項15】

前記折畳可能シートの下で前記創傷上に位置付けられるように構成された組織保護層をさらに含む、請求項1～14のいずれか一項に記載の創傷閉鎖装置。

【請求項16】

前記折畳可能シートを覆い、前記創傷の周りで封止を形成するように構成された一以上のドレープをさらに含む、請求項1～15のいずれか一項に記載の創傷閉鎖装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0061

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0061】

本開示の範囲は、本節におけるまたは本明細書の他の箇所における好ましい実施形態の特定の開示によって制限されることを意図するものではなく、本節においてまたは本明細書の他の箇所において提示されているか、またはこの後に提示される特許請求の範囲によって定義されうる。本特許請求の範囲の言い回しは、本特許請求の範囲で用いられている言い回しに基づいて広い意味で解釈されるべきであり、本明細書で説明されている例または本出願の手続きの間に説明される例に限定されるものではなく、それらの例は非排他的なものとして解釈されるべきである。

【付記項1】

創傷上に配置されるように構成された折り畳み可能シートを含む創傷閉鎖装置であって、前記折り畳み可能シートが、

上層と下層、および、

前記上層と前記下層によって少なくとも部分的に画定され、隣り合わせに配列された複

数のセルを含み、

各セルがモザイク形状を有し、

前記複数のセルのうちの少なくとも一つが、前記折り畳み可能構造の垂直面で折り畳まれ、それによって前記折り畳み可能シートが折り畳まれるように構成される、創傷閉鎖装置。

[付記項2]

前記セルの少なくとも一部が膨張可能である、付記項1に記載の装置。

[付記項3]

前記上層または前記下層のうちの少なくとも一つが、可撓性の薄膜材料を含む、付記項1または2に記載の装置。

[付記項4]

前記セルの少なくとも一部が、陰圧が前記折り畳み可能シートに適用された時に折り畳まれるように構成される、付記項1～3のいずれか一項に記載の装置。

[付記項5]

少なくとも一つのセルが六角形状を有する、付記項1～4のいずれか一項に記載の装置。

[付記項6]

前記複数のセルが均一なサイズおよび形状を有する、付記項1～5のいずれか一項に記載の装置。

[付記項7]

前記複数のセルの少なくとも一部が不均一なサイズおよび／または形状を有する、付記項1～5のいずれか一項に記載の装置。

[付記項8]

前記折り畳み可能シートがセル壁をさらに含む、付記項1～7のいずれか一項に記載の装置。

[付記項9]

前記セル壁が膨張可能である、付記項8に記載の装置。

[付記項10]

前記折り畳み可能シートが、任意の特定のセルの折り畳みに際して、前記折り畳み可能シートが折り畳まれる方向を示すように構成された一つ以上のセル上の指標をさらに含む、付記項1～9のいずれか一項に記載の装置。

[付記項11]

前記折り畳み可能シートが、前記創傷を覆い、前記創傷の周りに封止を形成するように構成される、付記項1～10のいずれか一項に記載の装置。

[付記項12]

前記創傷に陰圧を供給するように構成された吸引ポートをさらに含む、付記項1～11のいずれか一項に記載の装置。

[付記項13]

前記ポートが前記折り畳み可能シートに一体化される、付記項12に記載の装置。

[付記項14]

前記ポートが、バルブであって、創傷流体の吸収速度が創傷流体の蒸発速度よりも速い場合に、膨張して前記バルブを少なくとも部分的に閉めるように構成された超吸収性材を含むバルブをさらに含む、付記項12または13に記載の装置。

[付記項15]

前記折り畳み可能シートの底面が、セル間の一つ以上の間隙を含む、付記項1～14のいずれか一項に記載の装置。

[付記項16]

前記折り畳み可能シートの下で前記創傷上に位置付けられるように構成された組織保護層をさらに含む、付記項1～15のいずれか一項に記載の装置。

[付記項17]

前記折り畳み可能シートを覆い、前記創傷の周りで封止を形成するように構成された一つ以上のドレープをさらに含む、付記項1～16のいずれか一項に記載の装置。

[付記項18]

創傷を治療する方法であって、

前記付記項1～17のいずれか一項に記載の折り畳み可能シートを、前記創傷上に配置することを含む、方法。

[付記項19]

前記折り畳み可能シートを通して陰圧を前記創傷に適用するかまたは適用を発生させることをさらに含み、

前記陰圧の適用によって、前記折り畳み可能シートが折り畳まれる、付記項18に記載の方法。

[付記項20]

前記折り畳み可能シートを配置する前に、前記創傷上に組織保護層を配置することをさらに含む、付記項18または19に記載の方法。

[付記項21]

実質的に示されおよび／または説明される装置。

[付記項22]

実質的に示されおよび／または説明される方法。